



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階

2014年7月17日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

地域医療・介護総合確保推進法案 成立

介護保険自己負担 一定以上所得のある利用者は2割へ

来年4月から実施される介護保険改定の内容を含む地域医療・介護総合確保推進法が成立しました。このことにより、2015年8月から、一定の所得がある人はこれまで一律1割負担であった介護保険利用時の介護サービス自己負担が2割となります。

自己負担引き上げの対象者は被保険者全体で収入が上から20%の人で、40万～50万人が該当するといわれています。収入が年金のみ・一人暮らしの高齢者の場合、年収280万円以上が対象となり、無職の夫と専業主婦のモデル世帯では年収359万円以上（夫の厚生年金が280万円以上場合、夫は二割、妻は1割負担のまま）が対象となる予定です。また、介護保険については、このほかに右のような改定が来年4月以降予定されています。

■2015年4月～

- 要支援1、2の方対象の予防給付（訪問介護、通所介護）を市町村が行う地域支援事業へ移行。以後、市町村が主体となり実施する。
- 特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（一部特例あり）。

■2015年8月～

- 特別養護老人ホームに入所する低所得の方への居住費や食費の補助金（補足給付）を縮小する。預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円以上ある場合は、対象外となる。世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外となる。
- 補足給付の給付額を決める際、今後は、非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として勘案する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 改正法案 成立

国が 市町村によるデマンド型交通導入・普及を支援

地方自治体が地域の公共交通機関の再編を通じて地域交通の維持・再生を目指す法律（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の改正案が成立しました。本法案は今年秋、10月の施行が予定されています。

今回成立の改正案には、市町村をはじめとする地方自治体が主体的に地域住民の移動手段を確保することを目的に、国が自治体・公共交通事業者への支援策を講じることが盛り込まれました。支援策としては、市町村

が地域公共交通にかかわる計画を立案する際、必要な人材やノウハウの提供・財政的支援を行うことや、デマンド型交通の導入普及への支援、鉄道・バス・タクシー等の公共交通事業者に対する予算措置や融資制度の拡充などが付帯決議に記されています。ただし、具体的な支援内容についてはまだ明らかになっておらず、現実には高齢者の移動支援に有効な支援策が講じられるかどうかという点には注視が必要です。

《トピックス》

東京都がサ高住への上乗せ補助事業を開始 今年度予算額は 15 億円

東京都は今年度より、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）供給を促進するため、国の補助金に都が独自の上乗せ補助を行う「ケア付きすまいの補助制度」を実施すると発表しました。今年度の予算額はおよそ 15 億円で、東京都では本年度末まで新たに 1,800 戸のサ高住を整備したいとしています。

東京都が上乗せ補助を行うのは、「医療・介護確保型」といわれるタイプのサ高住で、医療事業者（病院）、介護サービス事業者とあらかじめ連携体制を整備したサ高住に限定されます。「医療・介護確保型」サ高住であり、なおかつ国が行っているサ高住整備補助金を受けている事業者には、新築の場合、東京都から建築費の 10 分の 1（戸当たり上限 100 万円）が補助されます。

サ高住供給促進にむけて独自の補助金を実施している自治体は他にもあり、例えば、大阪府では建設・改修費に対して建築費の 10 分の 1、改修費の 3 分の 1（戸当たり上限 100 万円）の補助を行う事業を実施しています。また、大阪府ではサ高住に入居する高齢者世帯の家賃の一部を直接事業者に補助する事業（家賃減額補助制度）も行っています。2014 年 6 月現在、大阪府は全国で最もサ高住戸数の多い都道府県となっており、その背景には、このような補助金制度の存在も関係しているとみられています。

東京都には、現在 8,197 戸のサ高住がありますが、補助金の実施により今後戸数が増える可能性が高いと考えられます。東京都のサ高住の整備目標戸数は 1 万戸であり、都の見込み通りであれば本年度中に目標が達成されることとなります。

「複合型サービス開設希望する事業者がいない」地域多数 厚労省発表

厚生労働省が民間のシンクタンクに委託して実施した調査から、複合型サービスの事業所開設を希望する事業者がいないことを課題と考える自治体が多数あることが明らかになりました。

複合型サービスとは、1 つの事業所が小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数のサービスを組み合わせて、利用者に一体的なサービス提供を行うものです。複合型サービスは、介護度が高く医療的なケアを必要とする人に対して医療と介護を一体的に提供することができることから、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活するために大変有効的であり、今後ニーズが高まるサービスと考えられています。しかしながら、まだサービスを提供する事業所（複合型事業所）が少なく、その整備が課題となっています。

ところが、厚生労働省が全国の地方自治体を対象に行った「複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究」によると、自治体が複合型サービスを整備するにあたり課題として感じていること何か、という問いに対し 6 割以上の自治体が「開設を希望する事業者がいない」ことを挙げています。

複合型事業所の開設を希望する事業者が少ない理由について、同調査は、看護職員の新規確保が困難であること、安定的な経営が困難であること、介護職員の新規確保が困難であること、事業所の開設場所・物件の確保が困難であること、などを示唆しており、複合型サービスの普及には課題が山積していることがうかがわれます。

《事務局より》

■4～6月活動状況報告書をご提出下さい

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。

通院送迎事業所の皆さまにはお手数ですが、4月～6月分の活動状況報告書のご提出をお願いいたします。

事務局にとって、活動状況報告は日頃の皆様の活動や状況、要望を知ることができる大切な報告書です。お忙しいところ恐れ入りますが、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

■台風8号の影響について

7月9日～11日にかけて日本列島に接近・上陸した台風8号は、各地に多くの被害をもたらしました。

全腎協の通院送迎事業所について、台風被害の情報は今のところよせられていませんが、九州地方の送迎事業所では7事業所が、台風が最も接近する10日の送迎をあらかじめ中止し、事務局を臨時休業とするなどしました。一方、九州北部地域では当初の予想よりも天候が悪化しなかったことから、10日の送迎を通常通り行った事業所もありました。また、集中的な豪雨が報じられた新潟県でも、デマンド型交通は通常通り運行を行ったとのことでした。

いずれの地域も、事務局スタッフ・ボランティア・利用者さんともに事故等無しとの連絡をいただいております。

夏が近づくとつれ本格的な台風シーズンとなりますが、台風接近時には無理のない送迎活動をお願いいたします。

■全腎協 講師派遣制度をご活用下さい！

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方等を対象に、通院送迎に関する勉強会、講演会への講師派遣を行ってお

ります。

講師は、通院介護委員会の委員を中心に、全腎協役員のほかテーマに合った人材を派遣いたします。

通院送迎や介護保険、またその周辺知識に関する講演会、勉強会、研修会等の催しの際にぜひご活用下さい！

【テーマ】

- 全腎協通院介護支援事業の歴史
- 福祉有償運送とは
- 送迎事業所の開設ノウハウ
- デマンド型交通導入のノウハウ
～地域ぐるみの送迎システム構築について～
- 介護保険と通院送迎
- 富山型デイサービスとは

など

【講師】

馬場 享 通院介護委員長（全腎協副会長）
金子 智 通院介護委員（全腎協常務理事）
池田 充 通院介護委員

ほか

【お申し込み方法】

希望開催日の2ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として、全腎協事務局・送迎担当までお電話下さい。その際、テーマと講師についてご希望をお聞かせ下さい。

TEL：03-5395-2631

※お電話は13：30～18：00にお願いします

その他、本件に関するお問い合わせ等も、上記までお願いいたします。皆さまからのお問い合わせをお待ちしております。

